

## 子ども・子育てプランの改定とこども計画の策定について

## ◆（現行）第2期旭川市子ども・子育てプランについて

## ●現行の計画期間

令和2年度から令和6年度まで

## ●中間見直しについて

保育の認定区分ごとの実数と量の見込みが大きく乖離している場合に計画の見直しを図る。

昨年度は中間見直しの対象年であったが、R3年度のコロナの影響を鑑み適宜判断との通知や、こども家庭庁設置、新法制定等もあったことから、こうした国の施策の動向も踏まえることとして中間見直しを見送った。今年度は特段の新たな通知はないが、昨年度の判断時と同様の状況下にあるので、現プランについて見直しは行わず、次期プランのための作業を進めていく。

## ●改定にあたり予定すること

「子ども・子育てプラン」は「子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」を含むものであるが、この計画の策定に当たってはニーズ調査を行うこととしており、本年度はニーズ調査の実施を予定している。

これまででもニーズ調査に当たっては国から示される手引きを参考に行ってきたおり、今回は令和5年9月頃に手引きが示される見込みである。

## ◆「こども大綱・市町村こども計画」と「旭川市子ども・子育てプラン」との関係

計画	(国) こども大綱	都道府県こども計画 市町村こども計画	旭川市 子ども・子育て プラン
根拠法等	こども基本法第9条 ※以下の3大綱の一元化	こども基本法第10条（努力義務） ※以下の既存の計画と一体化を推奨	子ども条例等
内容	①「少子化対策大綱」	(※大綱を踏まえ計画に盛り込む)	—
	②「子供・若者育成支援推進計画」	「市町村子ども・若者計画」 (子ども・若者育成支援推進法)	—
	③「子供の貧困対策に関する大綱」	「市町村計画」 (子供の貧困対策の推進に関する法律)	含む
一体化を 推奨		「市町村行動計画」 (次世代育成支援対策推進法)	含む
		「子ども・子育て支援事業計画」 (子ども・子育て支援法)	含む

※R5.4.1の通知では、市町村計画は国の大綱・都道府県の計画の内容を勘案して策定すること、策定に当たってはこども施策に係る既存の計画と一体で策定することが推奨されている。

---

## ◆策定方針（案）

---

「(新) こども計画」と「(次期) 子ども・子育てプラン」を一体で策定することとし、国の大綱や北海道の計画の制定時期などを踏まえつつ、策定作業を進めていく。

---

## ◆今後の作業予定について

---

### ●動向を踏まえるべき要素

- ① 国の「こども大綱」の制定時期  
年内を目処に制定とのこと。（秋頃に中間整理案を発表，その後意見聴取を経て閣議決定）
- ② 北海道の「こども計画」の制定時期  
不明。（現時点では具体的な情報なし）
- ③ 子ども・子育て支援事業における「ニーズ調査の手引き」  
9月頃までには示したいとのこと。（北海道がこども家庭庁に確認）
- ④ 子ども・子育て支援事業に関する国の「基本指針」の改定  
改正児童福祉法に絡んで基本指針の改正が行われる見込。改正時期は未定であるが9月以降にはなるとのこと。（北海道がこども家庭庁に確認）

### ●ニーズ調査の実施

上記③④が示されたところで，その内容を踏まえてのニーズ調査の実施を予定。

### ●統合版計画・プランの策定作業準備

- ①②の具体が示されたところで，「新こども計画（次期プランを包含）」の策定作業に入る。  
このタイミングでスケジュール等を検討予定。

### ●現行プランの総括・評価

新たな計画策定に当たっては，現行プランの総括・評価が必要と考える。

現行プランの年次報告に当たるものとして，毎年「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」を策定しているが，今年度は新たな計画の策定準備が予定されることから，この内容を踏まえつつ，より詳細な現行プランの総括・評価の実施を予定している。

※「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について（令和5年度版）」は暫定版として策定しつつ，この後の諸々の動向を見据えての進捗状況により取扱を決定する。